

令和7年第11回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年11月7日（金）10時00分～

開催場所 羽曳野市役所 別館2階 研修室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	×		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 13名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 1名） （推進委員 0名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第23号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告	第24号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2 件
・議案	第36号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第37号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
・議案	第38号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件
・議案	第39号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	3 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 10：00】

事 務 局	みなさんおはようございます。開始予定時刻には少し早いのですが、みなさんお揃いですので、ただ今より令和7年第11回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、おはようございます。 少し前までは暑い暑いと言うておりましたが、10月下旬を境に一気に気温も下がって、寒暖差も大きくなりまして、風邪などひかないように十分注意していただきと思います。 先般24日は、大阪府農業委員会大会にご参加賜りまして本当にありがとうございました。また、今月は各地区で農地パトロールが始まります。遊休農地の減少の為現地確認の方よろしく願いいたします。 それでは、事務局の方よろしく願いいたします。
事 務 局	それでは、令和7年第11回農業委員会定例会の案件の概略を説明させていただきます。 まず、はじめに、報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 埴生地区1件です。 次に、報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 埴生地区1件、高鷲地区1件、合計2件です。 次に、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区1件です。 次に、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 西浦地区2件です。 次に、議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 西浦地区1件です。 次に、議案第39号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

事務局	古市地区1件、駒ヶ谷地区2件 合計3件です。 以上 本日まで審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が7件 合計10件となります。 なお、本日の欠席委員は駒ヶ谷地区の堀内副会長です。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくこと にご異議ございませんか。
委員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を麻委員と小池委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、伊賀一丁目363番 地目は、田 面積は、522㎡ 伊賀一丁目364番 地目は、田 面積は、545㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天資材置場です。現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準 第6の3の(2)の 届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご 報告いたします。 説明は以上です。よろしく願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありま せんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしく申し上げます。 報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明 をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域内の農地の権利移転、また権利の設定を伴う届出となりま す。 1件目です。 位置図②5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、向野一丁目22番3 地目は、田 面積は、109㎡

	譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。 持分2分の1の所有権移転となります 転用目的は、農業用通路・農業用器材置場となります。 現地確認委員は、尼丁委員です。 2件目です。 位置図③5条届出をご参照ください。地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、高鷲二丁目 400 番 21 地目は、田 面積は、141 m² 設定人、被設定人は議案書のとおりで、使用貸借権の設定となります。 転用目的は、住宅用地です。 現地確認委員は、奥野会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第36号農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。 本件は、農地の権利設定を行うものです。 位置図④3条許可をご参照ください。地区名は、西浦地区です。 申請地は議案書のとおりです。 設定人、被設定人は議案書のとおりです。 権利設定は賃借権設定となっております。 申請地は、西浦地区にあり、隣接地には農地がない市街化区域に近接する地域です。法人は隣接する商業施設にて水耕栽培にて野菜を栽培しており数年間実績を重ねておりました。その実績を以って、隣接する農地を借りて水耕栽培を行うため、ビニールハウスを2基設置して栽培を行う計画です。 施設は容易に撤去できる設備で計画を立てられており、また、設備については建築指導課に照会をかけたところ建築物には当たらないとの確認を取っております。 法人の代表者が、栽培の経験者で主たる従事者となり、法人の定款にある事業内容にも野菜果物等の水耕栽培業務について確認はできております。 よって本案件の申請内容が農地法第3条での申請基準に満たしていると判断いたします。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 現地確認委員につきましては井口委員です。 よろしくお願いいたします。

奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか
地元委員	先日現地確認させていただきましたけども、北側、東側が駐車場、西側に南河市場の大型のハウスこしらえて、その隣に増築されるということで、何ら問題はないかと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
	議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第37号農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。 位置図⑤5条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、西浦1007番4の一部 地目は、田 面積は、620.73㎡の内471.47㎡でございます。 設定人、被設定人は議案書のとおりです。 転用目的は 農家住宅です。 農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、農地法施行規則第46条に該当し第2種農地と判断します。 権利の種類は使用貸借権です。 被設定人については、設定人である父親が所有する農地の後継者であり、現在の賃貸住宅から退去するため、居住先を将来農業を引き継ぐ事も考え、通作距離も至近にある父親が所有する10a 以上の一団となっている農地の一面に居宅を構えることが有益であると判断されたものです。 申請に必要な後継者である農業従事者証明、開発許可不要証明は取得済みです。 農家用住宅の概要につきましては、木造平屋建てでございます。西側にある建築基準法上道路に接道していることが認められております。雨水排水につきましては、宅内枡を通じて、宅内浄化槽から水路に放流します。そのため地元水利組合から同意を得ております。 資金におきましては、既に住宅ローン事前審査完了の証明書が提出済みで、その資金をもって事業遂行のための経費が埋まっており、それも証明されております。 現地確認委員は、辻本委員です。 説明は以上です。 続けて 2 件目です。 位置図⑥をご参照ください。 地区名は、西浦地区 申請地は、蔵之内769番1 地目は、田 面積は、2,095㎡ 譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。

	転用目的は、スクラップ置場 権利の種類は、所有権移転となります。 農地区分については、第3種農地と判断しております。 申請地は、南阪奈道路と国道大阪外環状線が交叉する羽曳野 IC 前交差点から北東に位置しております、蔵之内地内にある調整区域内農地です。 譲受人の法人は、金属スクラップ、古物の売買等を営んでおり、市内に事業所を構えております。買取したスクラップ資材が満杯の状態で、新たな事業用地の確保が急務となり、近隣に条件の合致する申請地があったので、購入の上整備を行うため本申請に至りました。 置場に置く資材は、鉄筋、H 鋼、鉄スクラップ、銅、雑線、ステンレス、アルミです。 申請に必要な開発の不要証明と進入路に当たる水路の占用許可は取得済みで提出されています。 事業資金については、法人の預金口座で経費を上回る残高を確認済みであります。 排水計画については、雨水と資材から出る油について対策を講じていましたが、排水先の水路を管理する水利組合及び町会役員と申請者側との同意についての会合が行われ、同意は得たが附帯条件として油の流入防止に万全性があることの説明を求められたとのこと。 申請者側への水利組合からの条件の回答について申請者側より、計画の改善策として、油の流出する可能性のある資材としてメータ類等を置かないように計画変更を行うとの回答があったものです。 その計画変更をもって油の流入に対する可能性はなくすという形で行なうものです、という回答があったので、今回の議案として対策として提出するものです。 説明につきましては以上です。 以上の経過にて本案件の審議をお願いいたします。
奥野議長	1 件目の西浦地区の農地法第 5 条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	確認して、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1 件目の西浦地区の農地法第 5 条の規定による許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
	2件目の西浦地区の農地法第5条の許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	非常に不安を感じておりますけども、色々変更をされたということですけど、あくまでも書類上、机上論という感じなので、実際やってみないとわからないというのはあると思うんですけども、オイルを防ぐための最初ご提案とか聞いてたんですけど、実際その効果があるかどうかもう向こうもわからない状態なので、果たして水路に汚物が流れ込まないという保証が全くないので、やっぱりきっちり条件等を付けた附帯事項がない限りは許可申請は受けれないと私は思います。
奥野議長	地区委員どうですか。

地区委員	同感です。 特にこの場所というのは前に用水路があって石川の水が流れてきます。もしもそこから油や有害物質が流れたら西浦地区の耕作者、20軒か、かなりあるんですけどもそこへ全て流れていくわけです。だから非常に不安でなりません。下流の耕作者も入れての説明会も必要ではないかなと思っています。西浦全域に流れていきますので。
事務局	概要の状況です。申請地は2,000㎡を超える大きな農地でございます。その東側と北側に各流末、西浦に及ぶ大きな水路が流れているわけで、その水路に対して下の方に油の流出に対して大きな影響があるということで、地元の水利委員さんは、役員会を開いてそこに業者も呼んで説明を求めたということでございます。 当初の対策案としては、油水分離槽といいまして、油と水をそこに貯めこんで、油は性質として軽い、水は重いということで、水の分を水路に放流するという装置でございます。水利委員さんの方が懸念しているは、そのものの処理能力、大雨が降った時に分離槽が働くのか？キャパオーバーしたら油と雨水と一緒に水路に流入してしまうということで、そもそもどこまで持つのか？というのを具体的に示せというのを意見として言ったわけなんですけども、そもそも分離槽のスペックというのが業者の方もうまく説明できなかったということで、同意はしたが結局その根本の解決に答えが業者からはっきり出てないという状況です。 そういう懸念があったということを事務局の方も耳にしましたので、今回地元委員さんの立会いもさせていただいてその内容についてお話しして状況を把握していただいたということでございます。 かなりの農地が残っている地域にその水路が常況されていますので、一滴の油も流入すると非常に混乱が大きくなるという村としての意見はあるわけです。 業者が対策は講じましたが、根本的に水利から出した意見については、中々基準値とか出すのは難しいことなので、それで代案として、例えばメーター類とか、機械の買取したスクラップをリストから外すという主にステンレスH鋼、銅、アルミそもそも素材、それを置くことによって油がそもそもにじみ出るようなリスクを下げるような対策でどうですか？というのを直前に出してきた代案でございます。それに基づいて委員さんにもご意見を諮ったわけでございますが、何ぶん時間もないことから、中々事務局の方としても油をどういうふうに抑えるかというのが業者の方から得られなかったので、判断もこちらの方もし難いという状況でございます。 よって、他に委員さんとかご意見諮るわけですけども、今日はっきりした判断を出せるかどうかというのが難しいということであれば、どうは諮らせてもらうか考えている次第でございます。 とりあえず申請地の状況等を補足説明させていただいて、経過を補足ながら付け足していただきました。 それも踏まえて議長、諮問していただけないでしょうか。
奥野議長	今、事務局からの説明がありましたように、判断し難いという状況ですので、もう少し詳しく聞いて、保留という形はいかがなものかなと思います。
奥野議長	他の委員ご意見ありますか。

他の委員	水利の人は了解してますの？ここへ挙がってきたということは、水利に了解とったから挙がってきたのでしょうか？
事務局	水利同意につきましては、総会も開いて水利の同意は判押して提出されています。よって事務局の方にも申請書と一緒に水利同意も届いていますので、事務処理上、書類の不備がないということで受付けさせてもらった次第です。
他の委員	井口委員のおっしゃったのは、水利は新町だけでしょうか？おっしゃてるのは下の水利にも同意を得る必要があるのではないかと思います。西浦は多いもんな、そのあたりで苦情が出たときはどうするの？
事務局	流域に関しては、西浦と蔵之内にも及ぶような範囲です。
他の委員	あと、この会社は他でやってませんか？そこら辺の状況はどうですか？
事務局	資材のスクラップは満杯状態で、1か所見させてもらったんですけど、資材のスクラップ、銅線、番線、室外機、家電製品のスクラップも含めて多種多様にヤードに積まれています。
他の委員	排水はどうなってんの？
事務局	地面につきましては土の状態です。そこに鉄板を敷いておりまして、養生はしてるんですけども、排水関係につきましては、そこにも油水分離槽、それは設置してるということなんです。細かいスペックとか出ませんでしたけど、そういう対策はしていると聞いております。
他の委員	ただ用水路はないです。そのやってはるところはね。
事務局	場所が違いますから。
他の委員	ジョーシンの西側やから。
他の委員	埴生野、埴生地区ですね。
事務局	私が見させてもらったのは埴生地区のです。
他の委員	問題は農家に汚水が流れるか流れないかが最大の問題です。スクラップ置場の所は必ず汚水が出ますからね。油だけでなく、錆とか、化学的な問題のあるのも出てくる可能性もあるので、よっぽど慎重にしないとあかんと思いますよ。山の中のでなくて、こういうところの真ん中なのでね。
事務局	話をまとめますと、委員さんのご意見としましては、西浦、蔵之内、新町に及ぶ3地区の水利組合の同意が必要、それも説明会を開いたうえでのという解釈でよろしいでしょうか。 業者の方から水利の方へ説明をして同意をもらうというのが最低条件ということでもよろしいでしょうか。
奥野議長	今、事務局の方から説明がありましたように同意をもらえてもう一回ここに出すに行くことで、よろしいでしょうか。 今回は保留という形にさせていただきます。 議案第38号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第38号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。 農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めます。 なお、計画案が承認されましたら、農地中間管理機構に対して計画作成の要請を行います。

	地図⑦利用権設定をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地は、西浦三丁目1911番 地目は、田 面積は、1,041㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですのでご参照ください。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間です。 申請地は、西浦地内にある調整区域内農地です。転借人である法人は、近隣市はもとより、同市内において本制度を利用して規模拡大をされています。作付けに関しては主にイモ類を作付けしております。営農計画において、同市内でも既に展開されており、通作距離や従事日数においても無理なく計画に沿って耕作をされるものと判断しております。 現地確認委員は井口委員です。 説明は以上です。 以上ご審議の程よろしく願いいたします。
奥野議長	西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	4日に見てきました。2年前まで水稻をされていて、今現在も草の方、刈った状態ですので、何ら問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。 議案第39号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第39号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、3件ご説明させていただきます。 羽曳野市長より農用地利用集積等促進計画(案)に係る認可要件について意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めます。なお、計画案が承認されましたら、市長へ承認の旨を報告いたします。
事務局	1件目です。 地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、古市1710番 地目は、田 面積は、558㎡ 古市1711番1 地目は、田 面積は、375㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間です。 現地は、石川プラザより東側にある周辺が一団の農地が広がる市街化調整区域に位置します。

	申請地は南北に2筆が連坦しており、北側には市道に接道し、通作においても良好な立地条件となっております。 予定作付けは、主にイモ類で、耕作実績も先程の案件と同じ転借人で耕作実績もあり同市においても近隣農地を借受け規模の拡大をされている法人ですので、問題ないと考えております。営農計画において、同市内でも既に展開されております。無理なく計画に沿って耕作をされるものと判断しております。 現地確認委員長は麻委員です。 2件目です。地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、大黒857番2の一部 地目は、畑 面積は、36㎡ 大黒858番2 地目は、畑 面積は、99㎡ 大黒858番3 地目は、畑 面積は、99㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間です。 現地は大黒地内にある高速道路、南阪奈道路沿いに位置する市街化調整区域内農地です。 転借人は同市におけるブドウ農家の方で、今回借受けてブドウの栽培を行います。地元で長年就農されており、今後もこの農地を担って耕作をされるものと判断するものです。 計画としては、作付けはブドウで従事日数と耕作機材も問題無く、現地状況も耕作に支障がないものと判断しております。 現地確認委員は、植野委員です。 3件目です。 地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は、大黒690番2 地目は、畑 面積は、165㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間です。 現地については、府立懐風館高校北東に位置する一団のブドウ畑の一面にあります。 転借人は地元で就農されている方で、借受け農地にブドウの作付けを計画されています。立地条件や農地の状況も耕作に支障無く、計画に沿った耕作をされるものと考え問題ないと考えております。 現地確認委員は、植野委員です。 説明は以上になります。 3件のご審議をお願いいたします。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	この案件につきまして11月2日現地確認をさせていただきました。水稻を作

	付されていた痕跡はありますが、東側にビニルハウス、西側に果樹等が栽培されておるところで、引続き良好な耕作をされることであれば、設定について問題ないかと思いました。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	10月27日に現地の確認に行っていました。南阪奈道路を見下ろす高台にあります。現地は15年以上耕作されてなかったと思います。高齢のために今度新しく転借人に借りていただく話がまとまりました。 借りる方の方は地元の人で、中心的人物で、ブドウ栽培に関して中心的人物で、営農の為作業が間違いなく行われると思います。特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	10月30日に現地確認に行っていました。懐風館高校の北東に当たるところに位置しています。所有者と借りる方は義理の親子、娘さんの旦那さんが引き継いでおられるということでございます。継続してやってこられましたので、きれいな状態で間違いなく続けていけるだろうと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 10：45】